0261 8

事　業　報　告　書

（自　令和５年９月１日　至　令和６年８月31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　くが眼科医院

① □ 財団　■ 社団（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり）

② □ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

■ 出資額限度法人　□ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　広島市佐伯区五日市中央7-12-1

(3) 設立認可年月日　　平成１年５月15日

(4) 設立登記年月日　　平成１年５月17日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	久賀宣幸	くが眼科医院　管理者
理　事	[redacted]	
同		
同		
同		
監　事		

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	くが眼科医院	3410215697	広島市佐伯区五日市中央7-12-1	無し

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年８月31日　　次年度予算決定の件

令和５年10月28日　　令和４年度決算の決定の件

様式３－２

法人名　医療法人　くが眼科医院
所在地　広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 02618

貸　借　対　照　表

（令和6年8月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	299,008	Ⅰ 流動負債	22,213
Ⅱ 固定資産	58,371	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	34,686		
2 その他の資産	23,685	負債合計	22,213
		純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	10,000
		Ⅱ 積立金	325,166
		Ⅱ 評価・換算差額等	
		純資産合計	335,166
資産合計	357,379	負債・純資産合計	357,379

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　くが眼科医院
所在地　広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 | 0 | 2 | 6 | 1 | 8 |

損　益　計　算　書

（自　令和5年9月1日　至　令和6年8月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
1 事業収益	407,476
2 事業費用	424,444
事業損失	△ 16,968
Ⅱ 事業外収益	5,171
Ⅲ 事業外費用	118
経常損失	△ 11,915
Ⅳ 特別利益	
税引前当期純損失	△ 11,915
法人税等	71
当期純損失	△ 11,986

様式２

法人名　医療法人 くが眼科医院
所在地　広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 0 2 6 1 8

財　産　目　録

（令和6年8月31日現在）

１．資　産　額	357,379	千円
２．負　債　額	22,213	千円
３．純　資　産　額	335,166	千円

（内　訳）

（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		299,008
Ｂ 固定資産		58,371
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	357,379
Ｄ 負債合計		22,213
Ｅ 純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	335,166

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式５

法人名 医療法人　くが眼科医院
所在地 広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 0 2 6 1 8

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　くが眼科医院
理事長　久賀　宣幸　殿

私は、医療法人くが眼科医院の令和５年会計年度（令和５年９月１日から令和６年８月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）　事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（２）　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）　計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（４）　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和６年10月29日
医療法人　くが眼科医院
監事 [redacted]